

スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究 (2/4)

——イギリスを対象に——

内 海 和 雄*

はじめに

文化・メディア・スポーツ省 (Department of Culture, Media and Sports: DCMS) やスポーツ行政の統括組織である「スポーツイングランド (Sport England)」にも「スポーツ傷害補償制度 (Sport Injury Compensation System)」に直接的に対応する部門はない。近代スポーツの発祥国でありスポーツの普及している国でもあるから、その分スポーツ傷害も多いはずだが、スポーツ傷害補償はどう位置づけされてきたのだろうか。スポーツ法関連の書籍にはスポーツ裁判の事例が掲載され、スポーツ医学雑誌には脳震盪を中心に事故事例は掲載されている。しかしその他のスポーツ領域での扱いは皆無に近い。スポーツ研究者、行政機関、スポーツ組織、教育機関の多くに打診したが、「担当部局は無い」「知らない」との回答が大半であった。

これは何を意味するのだろうか。国民保健サービス (National Health Service: NHS) による治療が手厚いので、スポーツ傷害補償への関心が低いのだろうか。治療と傷害補償と障害保障の関係はどうなっているのだろうか。

スポーツ界には「危険の引き受け (Voluntary Assumption of risk)」(危険を承知で参加したのだから、傷害は自己責任であり、補償請求は出来ない) の思想がいまだに強いからだと指摘する研究者もいる。スポーツイングランドや国内スポーツ競技団体 (National Governing

Bodies: NGB) にしても、スポーツ参加者の拡大には熱心だが、こうした「マイナス」面には関心が低いと指摘する研究者もいる。1970年代以降のスポーツ・フォー・オール政策によって政府は国民のスポーツ参加を公共的に、積極的に推進したが、それに伴うスポーツ傷害の補償はどのように扱われてきたのだろうか。

しかし、多くの断片的な情報から、イギリスのスポーツ傷害補償への全体像が少しずつ明らかになってきた。日本やニュージーランドのように全国的に統一された補償制度ないし保険制度は無く、学校教育においても地方教育委員会が地域の保険を統括するところもあるが、学校が独自に保険会社と契約する。地域スポーツではクラブが独自に、あるいは地域連盟が媒介してスポーツ傷害保険を契約する。ラグビーユニオンのように中央組織がプロ、地域クラブ、学校クラブなどの傷害保険を一括して統括する組織もある。

思えば、イギリスのベヴァリッジ・レポート『社会保険と関連サービス』(Beveridge Report, *Social Insurance and Allied Services*, 1942) は保険に基づく社会保障制度を推奨し、第2次世界大戦後イギリスばかりでなく西欧、北欧あるいはニュージーランドの福祉国家の契機となった。しかしイギリスでは国民保健サービス (NHS) は保険制度ではなく税金からの公的サービス制を採用した。そして1970年代初頭からのスポーツ・フォー・オール政策の導入は、施設・設備建設、指導者養成、クラブ支援など公的サービスに近いものであった。しかしスポー

* 広島経済大学名誉教授

ツ傷害補償制度には公的サービスを設けず、保険制度を採用した。なぜなのだろうか。以下の報告は関連情報が僅少な中で、政府組織、スポーツ組織、研究者へのインタビュー、文献、インターネット情報等によって得られた情報を基礎にした。

1. イギリスのスポーツ政策

1.1 スポーツの歴史

イギリスは近代スポーツの発祥国である。他の西欧諸国に比べてなぜイギリスでいち早く近代スポーツが発祥したのか、さらに古代社会以来の個人種目に加えてなぜ19世紀の中頃、イギリスの産業革命の段階でチームスポーツ（サッカーやラグビーなどの集団スポーツ）が誕生したのか。従来の研究では他国に先駆けて資本主義化、「都市化、産業化」がその原因であると指摘されてきた¹⁾。確かにその通りである。しかし指摘はそこで止まっていた。「都市化、産業化」の何がチームスポーツの誕生を規定したのか。1800年前後にデンマーク、ドイツ、スウェーデンで開発されたそれぞれの体操は、機械生産の始まりかけた諸国民国家が労働者の健康や兵士の養成のために、近代医学を基礎に意図的に考案されたものである。ならば、チームスポーツの社会基盤は何なのか。私はその根底に産業革命の生産過程における「分業と協業」の発展を抽出した。資本主義は産業の発展に伴って誕生し発展したが、その基底に「分業と協業」の発展がある。1500年代中ごろから始まるマニファクチュア期（工場制手工業）は手工業ながら「分業と協業」が徐々に始まった。そして1770年代からの産業革命期（機械制大工業）は「分業と協業」が高度に発展し、生産過程はスピード化、高度化をし工場の構造は複雑化した。それは単に生産過程ばかりでなく、多くの事務労働をも誕生させた。法務、労務管理、営業、経営、保険、銀行等々、多様なデスク

ワークをもたらし、社会関係を複雑化させた。生産過程と社会のスピード化、複雑化はあらゆる分野に波及し、イギリス社会は資本主義として一層の発展を見た。そして当時、「世界の唯一の工場、その唯一の巨大な輸入業者、その唯一の運送業者、その唯一の帝国主義者、その殆ど唯一の海外投資国、そしてそれ故にその唯一の海軍強国、真の世界政策を持つ唯一の国と呼んで良いような時期が、世界史にはあったのである。」²⁾それが産業革命を経験しつつあった大英帝国である。こうした中で、イギリスのブルジョアジーは歴史上あるいは世界史上、空前絶後に、指導者、リーダーを必要とした。それは彼らの子どもが通うパブリックスクールの教育改革となり、古典文法中心の学習から実務を重視するカリキュラムの近代化へ進んだ。しかし教育改革の中心は、当時ヨーロッパ各地に普及していたがその荒々しさと暴力性ゆえに近代化の進むイギリスには相応しくないという「野蛮脱却」の世論に押されて消失寸前であった「民俗フットボール」を改良し、ラグビーやサッカーなどのチームスポーツを誕生させたことである。このチームスポーツは「民俗フットボール」の無秩序を秩序あるルールで統制し、当時の新たな社会に適応し、リーダーシップを養成する機会とした。激しい身体的接触による恐怖心の克服と勇敢性、協調心、服従心の育成を目指した。そして時代的、社会的要請であるリーダーシップの育成を期したのである。これが19世紀後半のパブリックスクールや彼らの進学するオックスフォード大学やケンブリッジ大学で採用され、さらに20世紀後半以降であるが近代義務教育にも採用された³⁾。

これらのチームスポーツは資本主義社会の発展段階に対応して誕生し、普及した。そうした生産と社会関係は資本主義社会以前には存在せず、その基底条件が存在しなかったからそうしたチームスポーツも歴史上誕生しなかったので

ある。

スポーツ全般は、ラグビーユニオンのアマチュアリズムと結合してイギリス国内ばかりでなく、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカなどイギリス本国との連携を信条とした国々には中産階級の文化として普及した⁴⁾。

アマチュアリズムは資本家階級（ブルジョアジー）がスポーツを独占し、労働者階級を排除するために1860年代に成文化された。それは3つの規定要員とその歴史展開で形成された。第1期は1860年代からの階級的規定である。「職工や機械工などはアマチュアではない」と明文化して排除した。第2期は階級的規定が批判されると経済的規定として強調されたもので、「休業補償の禁止」や「賞金・商品の禁止」などである。19世紀末の労働運動の高揚によって階級的規定が露骨すぎることから緩和されたが、経済的規定によって結果的に労働者階級を排除できたのである。そしてプロなどの進出により経済的規定も崩れてくると、第3期の1930年代辺りから「紳士の品位を有する」とか「フェアプレーを順守する」などの曖昧な倫理的規定が誕生した。これはアマチュアリズムの崩壊の歴史である。つまり資本主義の進展に伴うブルジョアジー独占の崩壊である。1880年代のサッカーのように、興行主によって組織化されたパートとしての「プロ」が多くのスポーツに誕生し、それらの組織はプロを容認した。音楽や芸術ではプロは高度な技術者、思想者として尊敬される。なぜスポーツだけが「プロはダーティーだ」「プロは本当のスポーツではない」と軽蔑され排除されるのだろうか。音楽や芸術には労働者やその子どもたちが最初から接近することは出来なかった。しかし、当時の労働者の労働形態がいずれも肉体労働であり、労働自体がある程度の筋肉トレーニングを兼ねていたから、トレーニングをしなかったアマチュア（ブルジョアジー）に打ち勝つことが出来た。そして労働者

の勝利は資本主義の資本家階級＝労働者階級という階級関係にとって好ましくなかったのである。資本主義は資本家同士の競争でもある。そのため労働者を敵として設定することによって彼ら自身の統合をも意図した。

アマチュアリズムは階級的排除（ブルジョアジーによる独占）と共に、ブルジョアジーによる囲い込みも行った。つまりスポーツはブルジョアジーのものであり一般社会の干渉は受けない。つまり「スポーツ内のことはスポーツ内で対処する」「スポーツ内の暴力は本当の暴力ではない」などであり、ブルジョアスポーツ自治の主張である。このことにより、スポーツは事故が前提であり、それに同意して参加するのだから事故は「運が悪かった」のであり個人責任であり、事故の対処は個人で行うとする「危険の引き受け」が浸透した。

しかし、多数の人口を占める労働者階級を排除することは、「資本主義社会において資本家がスポーツの市場化を阻止する」という根本的矛盾を内包した。従って、資本主義が進展すると（市場化が一層進展すると）その矛盾の破綻は必然であったし、さらに労働者階級が労働運動を通じてより多くの余暇を獲得するようになり、他方で近代的労働形態であるプロ・スポーツが誕生・普及してくると、アマチュアリズムは完全に崩壊した⁵⁾。

1950年代後半からの高度経済成長により、戦後発足した福祉国家は第2の発展段階を迎えた。19世紀末にドイツにおけるビスマルク改革による福祉の一定の充実（飴と鞭の一環）や戦間期の福祉、民主主義、諸権利の進展（徴兵制度への国民動員の飴としての側面）を反映し、さらに戦後東欧社会主義国の「福祉重視」に対抗して、西欧では福祉国家が志向された。そして高度経済成長を経て、労働の精神労働化、生活の省力化が進んだ。一方、国民の栄養も大きく改善された。こうして人類史のカロリー摂取（食

料)と消費は「少量摂取・多量消費」の長い欠乏の時代から「多量摂取・少量消費」の飽食の時代の生産・消費社会となり、テレビの普及はカウチポテトを普及させ、生活習慣病を文明病として招来することになった。また医学の発達には精密医療を可能にさせ医療費の削減ではなく、むしろその増大へと進んだ。こうして国家の医療費対策、国民の健康増進策は喫緊の国家的課題となった。

こうした社会的要請に応えたのが、スポーツである。アマチュアリズムによるブルジョアジーのスポーツ独占、労働者階級排除を国家が否定し、国民すべてにスポーツ参加をより強く要請するようになった。さらにブルジョアスポーツ自治の個人責任論を否定した。これが「スポーツ・フォー・オール政策」である⁶⁾。国民のスポーツ参加の前提である労働時間の削減と給与の保障(可処分時間と可処分所得の保障)と共に、同じく参加の条件である公共機関による施設・設備の整備、指導者の養成、クラブの育成などが国民のスポーツに参加する権利を保障するための国家の義務として進められた。こうして国家がアマチュアリズムの根幹であるブルジョア個人主義、ブルジョアスポーツ自治を否定した。

1.2 スポーツ政策・行政組織

近代スポーツ発祥国としてのプライドは今もイギリス人全体に強いものである。また、アマチュアリズムの発祥国でもあり、労働者階級を排除するために、「アマチュアは他者の援助を受けずにスポーツを享受するもの」であるという「ブルジョア個人主義」やスポーツに他者は介入するなというブルジョアスポーツ自治が障害となって⁷⁾、他の西欧諸国に比べて国民のスポーツ参加への国家援助は遅れていた。1950年代後半からの高度経済成長期にドイツ、フランスなどの西欧諸国が「スポーツ・フォー・オー

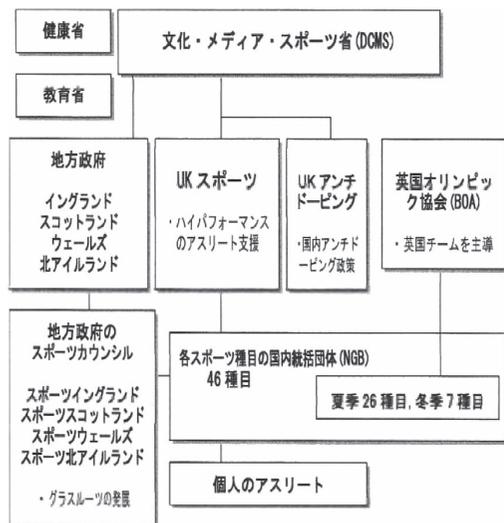
ル政策」を誕生させ、国家援助を増やし国民へのスポーツ普及を福祉政策の一環として推進したが、イギリスはそれらに刺激されて1970年代になってやっと採用し始めた⁸⁾。

政府のスポーツ政策は、1960年のウォルフエンデン・レポート『スポーツと地域 (*Sport and the Community*)』を受けて、1965年に諮問機関として設立された「スポーツカウンシル」に始まる。当初はほとんど権限は無く、国内スポーツ施設の調査を中心に活動していたが、1972年に予算と政策を推進する執行機関となった。これはドイツやフランスの「スポーツ・フォー・オール政策」に影響を受けて、国家が主導性を持って国民へのスポーツ普及に乗り出したものであるが、10年以上遅れた出発である。とはいえ西欧諸国のような政府内の機関ではなく、やや独立した組織(Quasi non-government organization: quango)である。これは当時のコーポラティズムの一環であり、先行する芸術委員会(Arts Council)や田園委員会(Countryside Commission)と類似のものである。English Sport Council (Scottish Sport Council, Welsh Sport Council, Northern Ireland Sport Council)が置かれ、更にその下に多くの支部が置かれて地域に密着してスポーツ普及を推進した。教育省をはじめとしていくつかに所属したが現在は文化・メディア・スポーツ省(DCMS)である。その後名称が Sport England (Sport Scotland, Sport Wales, Sport NI)と簡略化されている。それらの4地域(国)を統合し、主に全国的ないし国際的な競技などの執行に携わる UK Sport がある。

これらの政策推進の背景には、欧州審議会(Council of Europe: CE)も「スポーツ・フォー・オール政策」を推進していたこと、またイギリスの国際競技力が低下したことによる不可避な課題となったためと共に社会福祉の具体化である。1970年代は国レベル、自治体レベ

ルで大きく進展したが、1980年代はサッチャリズムの新自由主義政策の福祉削減によって、停滞を余儀なくされた。

2002年に労働党政権によって地域のアマチュアスポーツクラブの発展を期して、クラブの援護策が提出された⁹⁾。スポーツクラブをチャリティ組織扱いにして税を優遇した。特にクラブの所有する施設を他種目へ開放や地方政府のスポーツカウンスルがあり、各種目の国内統括団体 (NGB) が連なっている。



出典：文部科学省委託調査『スポーツ政策調査研究・報告書』2011, 笹川スポーツ財団, p. 8

図表1-1 イギリスのスポーツ組織体制図

2. イギリスの福祉政策

イギリスは戦時中の1942年にベヴァリッジ・レポート『社会保険と関連サービス (Social Insurance and Allied Services)』を得て、戦後は福祉国家を展望した。「窮乏」「疾病」「無知」「不潔」「怠惰」の五悪を克服すべく健康保険、失業保険、年金など全国民が対象となる統一制度を提起した。「国民保険法 (1946)」「国民保健サービス法 (1946)」「国民扶助法 (1948)」などにより「揺り籠から墓場まで」の福祉を目

指した。しかしそれは「完全な平等」ではなく、あくまでも最低限度 (ナショナル・ミニマム) の保障であった。この福祉路線は戦後の労働党、保守党共に概ね合意されてきたが、エスピン・アンデルセンによれば¹⁰⁾、1980年代の世界の福祉国家は「社会民主主義型」「保守主義型」「自由主義型」に分類され、イギリスは自由主義型に分類され市場化が大きく進められたが、未だ福祉国家の要素を維持していた。その典型が NHS やスポーツ・フォー・オール政策である。

3. イングランドのスポーツ傷害補償

ここで明記しておく必要があるのはイギリス全体 (United Kingdom) ではなく、イングランドが対象である。

3.1 スポーツ傷害の統計

イングランドの労働災害については「傷害、疾病そして危機発生報告規則 (Reporting of Injuries, Diseases & Dangerous Occurrences Regulations: RIDDOR) (1995) によって医療機関から全てが「健康と安全執行委員会 (Health & Safety Executive)」に報告される義務があり、統計も作成されている。労働場面の健康、安全、福祉の履行、職場の危険性の研究に責任を持つ政府機関である。しかし、既述のようにイングランドのスポーツ傷害補償に関して、全国的な補償制度、保険制度は無く、また全てのスポーツを網羅した保険がない。そのためスポーツ傷害の実態を集計する組織も統計も見当たらない。

2015年に政府から発表された政策文書“Sporting Future”の推進の上で特に安全対策に関してスポーツ大臣からタニー・グレイートンブソン女男爵 (Baroness) に対して個人的コメントが求められた。それに応えて氏は「総てのスポーツにおける重症傷害を補償する保険制度の可能性を政府は考慮すべきである。」¹¹⁾と

述べ、国としての補償体制の整備の必要性を提言した。そしてそのために全国的な傷害のデータ集計の必要性も指摘している。また重篤な傷害が起きた場合、「責任追及なし no-blame」の条件で環境を調査されるべきであり、これは問題を十分に理解し、今後同様な事件を起こさないために採られることのできる方法を練り上げる唯一の方法である¹²⁾と指摘している。これは無過失責任制の補償制度を意味しており、スポーツ領域で言えば明らかにニュージーランドの無過失責任 (No-fault Liability) を意識した提案である¹³⁾。自ら障害者アスリートであり世界のスポーツ界全般を視野に入れながら、スポーツ傷害補償に対して提言したものである。

3.2 治療と補償

傷害の治療は学校、地域を問わず全て国民保健サービス (NHS) で行われる。これは基本的に公的サービスであり、税金によって支えられて治療費は基本的に無料である。しかしそれは治療であり、怪我の後遺症 (障害) の補償ではない。

スポーツ傷害補償に関する全国共通の公的なし私的な機関が主催するものは無く、学校教育でも地域スポーツチームでもそれぞれ独自に保険に加入する。そして全てのスポーツを一括に包摂したものではなく、種目毎に異なっている。つまり種目によって掛金 (Premium) と給付金 (Benefit) が異なる。これはスポーツによって傷害の種類、頻度、重症度が異なるためである。

保険会社 (Insure4sport 社) の掛金と給付金の異なる種目のランキングを見ると、スポーツの危険ランキングは A ~ E の 5 段階に分けられている。たくさんの種目があり、またそれぞれの種目には Ratio (1 指導者に対する受講者数の限度) がある。例えば RiskGroupA のスピードスケートでは 1 : 10 である。種目によっては制限なし (Unlimited) もある。ただ、こ

の保険会社もバンジージャンプ、クリフダイビング (断崖)、フリーダイビング、マーシャルアーツ、モータースポーツ他16競技の危険度の高いものには保険対象外としている。さらに個人保険もあり、自分の傷害 (自損事故)、他者からの受傷 (他損事故)、他者に傷害を与え、裁判で被告となり賠償責任を負わされた時のための保険もある。

3.3 福祉

重度障害者となり看護が必要な場合、仕事ができない場合は障害者登録によって障害者年金が国・自治体からの支給される。しかしその額は十分ではない。重篤な障害者のその後の社会福祉の可能性としては、住宅補助 (Housing benefit)、障害者補助 (Disability benefit)、介護者補助 (Care attendance allowance) などがある。

4. 学 校

4.1 学校スポーツ

19世紀中頃のパブリックスクールにおけるチームスポーツ (ラグビーやサッカー) の誕生はアスレティシズムとして、心身の健康、体力促進、チーム精神やリーダーシップの涵養などを目標に、世界中に普及した。しかしラグビーやサッカー、更にクリケットなどは広大で整備された土地を必要とする費用の掛かるものであったから、裕福なパブリックスクールで享受されたが、義務教育では安価で、机間でもできる体操が活用された。

第2次世界大戦後の義務教育にはスポーツも導入されるようになり、スポーツ・フォー・オール政策以降は、Dual Usage として地域社会との共同利用を意図して学校スポーツ施設が多く建設された。郊外の学校ではグラウンドを数面付置する学校も多い。

そして現在は子どもたちの運動離れのなかで、

生活習慣病や人間関係の希薄化なども危惧され、それらの克服のためにも週2時間の体育の授業が推奨されている。学習内容としては小学校低学年ではいきなりスポーツを教えるのではなく、運動の基礎である「ムーブメント・エデュケーション」が提唱されている。そのほか、パブリックスクールの部活動制度は公立学校にも普及している。現在、子どもの要求するスポーツ種目の指導者が学校に不在な場合は、各地域のスポーツカウンシルが指導者を派遣して、子どもの要求に対応している。また子どもたちの多くは地域スポーツにも参加している。

4.2 学校スポーツ傷害

教育雇用省の回状 (2/1994) 「学校の地域管理」 (DfEE Circular 2/94: *Local Management of Schools*) は、「地方教育委員会 (Local Education Authority: LEA) は被雇用者の潜在的責任の保険者となるかそのための調整をとること。」¹⁴⁾と述べ、教育委員会レベルで各学校教職員の保険体制を整備せよと指令した。とはいえ、現実には保険の提供は学校間でも教育委員会 (LEAs) 間でも同一ではない¹⁵⁾。これは学校が独自に保険契約をするためである。

教育省の「体育と学校スポーツ指導部門 (Department for Education, Physical Education and School Sport Lead)」は安全注意の案内はするが、スポーツ傷害関連については何もない。また、体育教育協会 (the Association for Physical Education: AfPE, 前 Physical Education Association: PEA) は学校体育、学校スポーツの安全に責任を持ち保険の推奨はするが、直接的なスポーツ傷害担当部署は持っておらず、保険加入は会員資格の要件ではない。

体育の授業、学校でのスポーツそして身体活動 (Physical Education, School Sport and Physical Activity) での学校スタッフ (教職員、事務員) または参加者の不注意、過失によって

引き起こされた傷害の補償は、生徒の両親によって関係した教師の雇用者 (つまり教育委員会) に対して、過失 (Negligence) 責任を理由に裁判が行われる¹⁶⁾。

ともあれ保護者の保険料負担は無く、学校=教育委員会が負担する。その点では公的サービスの要素を持っているが、受け入れは保険会社である。学校事故の場合、教師の過失 (プールの飛び込み方をしっかりと教えていなかったり、施設の不備があったり) が問われる。その場合、雇用者責任 (Vicarious Liability) として学校=教育委員会が管理責任を問われる。学校の保険契約については、掛金や補償額が高い場合には保険会社が直接的に交渉に入る場合があるが普通はブローカーによって媒介される。

スポーツ傷害補償に関する法律はないが、保険の補償が無い場合でも、被災者は裁判に訴えて加害者の過失責任を問い、何等かの補償を得る傾向である。障害者となって就労が不可能な場合には数百万ポンドになる場合もある。

これまでの経過からわかるように、スポーツ傷害補償には保険の具体的な政策に焦点があり、教育行政やスポーツ行政は直接的には関わらない。これは1980年代以降のサッチャー政権による教育の民営化と教育委員会の弱体化政策の結果でもある。

体育教育協会は会員教師のための多様な活動をしているが、その一環に保険と法的助言を行っている。そこでの複合責任保険 (Combined Liability Insurance) では他者 (例えば生徒) への傷害や器物破損で責任を問われた時のための保険も提起している。この場合、雇用者責任として学校=教育委員会の管理責任との関連がどうなるのか、今のところ不明である。ともあれ、会員には次の保険を推奨している。

- ・公的責任：1件1,000万ポンド (14.2億円：ポンド (£) = 142 yen, 2021. 1. 22, 以下同様) まで補償

- ・専門家的賠償：1件1,000万ポンド（14.2億円）まで補償
- ・誹謗中傷：1件1,000万ポンド（14.2億円）まで補償

なお、ここでの保険のブローカーは Howden Group である¹⁷⁾。

5. 地域スポーツの保険制度

スポーツ傷害保険は種目毎に異なる。それぞれに危険度が異なり、競技人口も異なるからである。掛金と補償金は保険会社の政策に則り、怪我の程度によって決定される。2000年7月、スポーツ大臣ケイト・ホーイ（Kate Hoey）は50万人以上のアマチュアサッカー選手に恩恵を与える強制保険計画への支持を表明した。サッカー協会（FA）もまた、43,000の登録クラブの全てをカバーする個人傷害と公的責任を提供するための予算を考慮すると表明した¹⁸⁾。世界でもっと多くの競技人口を抱えるサッカーでのこうした動向はイギリススポーツ界における傷害補償だけでなく、世界的に決定的な出来事である。この点では FIFA の政策との関連も今後研究されるべきである。また多くの極限スポーツ（Extreme Sports）は団体組織が会員の利点の1つとして保険を提供していることは特筆すべきである。例えば、イギリスサーフィン協会（the British Surfing Association）は一般損害賠償責任保険（the Public Liability Insurance）に200万ポンド（2億8,400万円）価値を提供している¹⁹⁾。スポーツクラブはふつう、一般損害賠償責任保険に入る。連盟に加入する時あるいは地域の大会に参加する時は、保険加入を前提として要求される。多くのスポーツ連盟が個人、チームあるいはクラブに全国競技連盟（NGB）に加入する利点として保険を提供しているが、その掛金、補償レベルについては会員のタイプ、選択によってもいろいろと異なる。それらの条件に応じた保険を調整するのがブローカーの役

割である。

個人がクラブに加入するときには会費の中に、保険代が含まれているのが一般的である。ここではブローカー（Broker）がクラブ、連盟と保険会社を媒介して、前者に適切な保険内容を検討する。したがって、同一種目内でもクラブの条件によって保険内容が異なる。ブローカーとは保険会社が直接行う場合もあるが、独自の事業者でもある。弁護士（Solicitor）との関連は直接的ではない。保険の種類も職業コーチやチームのための保険、スポーツ施設経営者の保険他、多様である。

6. 傷害保険と裁判の動向

アマチュアリズムのブルジョア個人主義やブルジョアスポーツ自治により長い間、スポーツ事故は「運が悪かった」として個人責任で処理されてきた。こうしたアマチュアリズムの排除と囲い込みの世界ではスポーツ傷害保険や加害者への訴訟は論外であった。

イギリスでスポーツ傷害保険が普及しはじめたのは、1970年代中頃からである。これは1972年のスポーツカウンシルの執行機関化によるスポーツ普及策であるスポーツ・フォー・オール政策により、国民の多くがスポーツに参加する条件が形成されたことが背景にある。もちろんプロの場合は労働災害との関係で、早い段階から保険はあったが、地域スポーツクラブ対象のものは新しい現象である。

そうした歴史的経緯の中で、近年スポーツ訴訟が多くなっている背景には次の様な理由が考えられる。①スポーツ・フォー・オールによる国民のスポーツ参加とそれに伴う傷害の増加によって補償要求が必然的となった。つまり一般の国民にとって傷害・障害を自己責任で賄えない。また、傷害・障害の社会保障が十分でないことが裁判勝利で補償を獲得せざるを得なくなった。②スポーツ・フォー・オールの推進に

よるアマチュアリズムの崩壊とそれに伴うブルジョア的「危険の引き受け」論の弱体化、ブルジョア個人主義、ブルジョアスポーツ自治が否定されつつあること。③アメリカ訴訟社会の影響。特に「勝訴でなければ、支払い無し No win, no fee」はこれまで高価で一般人には近づき難かった裁判に、より多くの人が参加できるようになった。そして④市場主義的な個人主義が浸透している、などが考えられる。

7. ブローカーについて

個人、学校、地域スポーツクラブ、連盟などがスポーツ傷害保険に加入しようとする時、現在は2つの方法がある。1つはインターネットでの加入申し込みであり、もう1つはブローカーを通じた加入である。ブローカーとは各種の保険を集約し、顧客の要望に最適な保険を推奨する営みである。つまり特定な1社の代理店ではなく、多くの保険会社の政策を集約している。ブローカーの収入は顧客への相談業務による相談料を取る場合もあるが、顧客が何らかの保険に加入すれば、その保険会社から一定の割合での手数料を得る仕組みである。日本での「ほけんの窓口」の様な業務である。保険会社と顧客との媒介を行う。しかし保険会社が自らの代理店を所持する場合もある。

以前はブローカーも数多くあったが、現在では大手3、4社に統合されている。ここでブローカーの大手である「ハウデン・グループ (Howden Group)」について簡単に触れておきたい。会社の宣伝には次のようなキャッチコピーがある。

「ハウデンはラグビー協会、ローンテニス協会、ホッケー協会、水泳協会、バドミントン協会、ダンス協会他300以上の競技団体の公式な責任保険の提供者です。単なる保険業務だけでなく、次のような活動も行っています。

・保険相談 ・カウンセリング

・法律相談 ・税金相談

ハウデンは6万以上の自主的スポーツクラブ、全てのスポーツやレクリエーションの10万人以上のスポーツコーチ、指導者、トレーナー、グループリーダー、そして300万人以上の人々に、25年以上にわたって保険を提供しています。」

この表現からも分かるように、ハウデン・グループのスポーツ傷害補償保険は1990年代に発足してことになる。なお、イギリスには保険ブローカー協会 (British Insurance Broker Association: BIBA) も存在する。

8. イギリスにおけるスポーツ裁判と補償

8.1 スポーツ裁判の近況

ここでいうスポーツ裁判とはスポーツ選手同士の事故による傷害に対して、被災者が加害者を裁判に提訴して加害責任を問うことである。

既述のように「スポーツ内のことはスポーツで対処する」「スポーツに法律は介入するな」というアマチュアリズム (ブルジョア個人主義、ブルジョアスポーツ自治) の排除と囲い込みによってスポーツ傷害は「運が悪かった」として個人責任化され、その過失責任問題は長い間グラウンドや体育館を出ることはなかった。プロの場合は労働災害補償として傷害保険が早期から誕生したが、国民一般のスポーツ傷害保険は1970年代以降のスポーツ・フォー・オール政策によって国民の多くが参加するようになって発足した。ブルジョアジーのような財力も無く、スポーツ傷害保険も普及しておらず、更に障害者年金の先行きに不安を抱える中で、ブルジョアスポーツ自治、個人主義は実行力を有しなくなり、被災者は裁判によって加害者から補償を求めなければならなくなった。

こうした地域スポーツレベルでの傷害補償裁判がイギリスで実質的に始まったのは1985年の *Condon v Basi* 裁判以降である²⁰⁾。地域のアマチュアサッカーチームの対戦中、ボールをキー

プしていた Condon 選手に対して、相手チームの Basi 選手が後方 3 m から前者の右足の地面から 30 cm にタックルして骨折させたものである。事故としてはよくあるケースであったが、スポーツ裁判をめぐる情勢が大きく変化するきっかけとなった。これまでのような歴史的な「自制」が働いていたのは次の 3 点であろうと、マーク・ジェームズ (Mark James) 教授は指摘している。第 1 は、スポーツに怪我はつきものであり、選手たちもそれを許容して参加している。(危険の引き受け) 第 2 に、スポーツ内のことはスポーツ内で解決すべきだとの思考がある。(ブルジョアスポーツ自治) そして第 3 に、スポーツ内での暴力は本当の暴力ではなく、裁判所に依存すべきものではないという考えである²¹⁾。

こうした背景がある中で、選手同士ではなくコーチ、指導者、監督者、審判団、競技連盟、そして時には競技場の所有者が被告として訴えられるスポーツ裁判が増えた原因として同教授は以下の 5 点を指摘している。

第 1 に、加害選手に賠償能力が無い場合、雇用者も含めた賠償能力のある人や施設の所有者などの責任 (雇用者責任 Vicarious Liability) をも追及するようになった。

第 2 に、被災者がその法的権利をより詳しく知るようになったこと。「補償文化 Compensation culture」の普及によるのかどうかは別として、スポーツ裁判は増加している。

第 3 に、「裁判所と法的サービス法 (Courts and Legal Services Act, 1990)」によって提訴の費用負担が撤廃された。これは後に「勝訴でなければ、支払い無し No win, no fee」となって普通の人でも提訴の可能性を大きく増した。以前は裁判に先立って原告は弁護士に訴訟費用を支払い、もし勝訴しなければ全くの損失となり、提訴にもリスクは伴っていた。

第 4 に、医科学の進歩によって、例えば脳震

盪の危険性の認識が普及した。これはアメリカンフットボール、アイスホッケー等での訴訟の増加による影響もある。ラグビーなどの強い身体接触のあるスポーツでの危険性がより強く認識され、脳震盪が起きた場合の現場での即時の診断や、復帰へのプロセスなど、より厳密化しており、この過程を曖昧にするとコーチやチームが訴訟の対象になるようになった。

第 5 に、法律や政策の拡張によって、加害の範囲が拡大したことである。例えば近年、学校のプール指導を校外の専門家に委託する動向もあるが、そこで発生した事故については学校の責任は免れない。これも過失の範囲の拡大を意味している²²⁾。

また、ジェームズ教授は筆者のインターネットでの質問「イギリスでスポーツ裁判が増えているのはなぜか、傷害補償、障害者生活保障が十分でないからか」に対して、以下の様に応えた。(Mark James, 2021.2.18, 19: 35)

1. 社会保障が限定されており、被災前の給与や今後可能な収入額への考慮がなされていないこと。

2. 保険料が高く、しかも一般的には支給額が低い。そのために裁判でより多く獲得しようとする。

3. 被災者 A と加害者 B の裁判は実質的にそれぞれの保険会社の裁判となる。これがスポーツ裁判を増加させる要因となっている。

こうして受傷補償、障害者福祉が十分でないことへの不安がスポーツ裁判を多くしている主要な背景である。

8.2 スポーツ裁判での補償

「勝訴でなければ、支払いなし No win, no fee」政策によって近年裁判が増加しているが、これはスポーツ裁判でも同様である。ここではその裁判で、実際はどれくらいの補償額が言い渡されるのか、その「基準」が Judicial

College's Guidelines として公表されている。Judicial College とは1979年に設立された裁判官養成機関である。ここでは各傷害補償の基準額を傷害種別に分類している。もちろん、傷害は単にスポーツだけではなく労働災害での傷害なども含んでおり、分類は「頭部、脳、感覚」「頭部、背部」「上肢」「脚、足」「軽傷」「慢性痛」「麻痺」「内臓傷害」「その他の傷害」である。それらが傷害の程度によってさらに詳細な段階として区分されている。

上記のうち、「頭部、脳、感覚」を見てみよう。この領域も「脳損傷」5段階、「難聴、耳鳴り」10段階、「癲癇」3段階、「顔面」17段階、「味覚、臭覚障害」4段階、「視覚障害」9段階、「PTSD」4段階、「精神医学上の損傷」4段階、というように区分されている。

そして2020年における最も高額補償は「頭部、脳、感覚」の「脳損傷」における「重症の脳損傷」で224,800～322,060ポンド（3,192～4,573万円）、「視覚障害」の「全盲、全聾」の322,060ポンド（4,573万円）、「脚、足」分野における「四肢麻痺」は258,740～322,060ポンド（3,674～4,573万円）である。最も少額な部類だと、「短期間に治癒する親指の傷害」が上限1,760ポンド（25万円）、「7日間以内に治癒する軽傷」が上限550ポンド（78.1万円）である。これらは基準であり、ここに諸条件が加味されて、幾分か削減ないし追加されるのである。

9. ラグビーの事例

ラグビーフットボールユニオン（RFU）におけるスポーツ傷害補償は以下のものである。

9.1 ラグビーの誕生

既述のようにラグビーは1845年にサッカーと同時に「民俗フットボール」から原型がルール化され、新興のパブリックスクールに普及した。1865年にはフットボール協会（FA: サッカー）

が設立され、それに刺激されて1871年にはラグビーフットボールユニオン（RFU）が独立した²³⁾。現在、イングランド（人口5,300万人）で2,000余クラブ、週1回プレーをする参加者は170,200人を数える。レフリー6,060人、競技者数は10歳前の362,319人、10代の男子698,803人、成人男性121,480人、全体で1,182,602人、そして11,000人の成人女性競技者を数える。因みに1895年にイングランド北部の労働者を中心に設立されたプロ組織ラグビーリーグは、現在108リーグ、1,000チーム以上が参加している。1995年のユニオンのプロ化承認以来、ユニオンとリーグの両者に参加し、参加している人もいる。（日本では1クラブ＝1チームが多いが、イギリスでは1クラブ内に年齢別、男女別などの複数のチームを有する。）

9.2 ラグビーフットボールユニオン（RFU）

ロンドンの南西部トゥイッケナムスタジアム（Twickenham Stadium）に事務所を構え、職員約200名をもち、プロ・リーグから地域のアマチュアクラブまでを全て統括する。2019年には女子のプロ・リーグが10チームで発足した。

現在プロ・リーグのギャラハープレミアシップ（Gallagher Premiership）とラグビーユニオンチャンピオンシップ（RFU Championship）（各12チーム、合計24）（それらはレベル1と2）をはじめ、それに続く全国リーグ2部（それらはレベル3と4）、そして地方リーグをレベル5～12まで張り巡らせ、2,000を超えるクラブ数と120万人近い登録選手数を数える。（このことは逆に見ればそれだけの人々が競技できる施設が存在するということである。）財政の多くはプロチームの観戦料、放映権料他の収入が大半を占める。

地域クラブのメンバー年会費はおおよそ20ポンド（2,840円）であるが、それがクラブから地域連盟への上納金となり、さらにそこから

RFU 本部への上納金となる。本部への上納金から保険に回される。

9.3 傷害調査研究

ユニオンでは2002年から「プロ・ラグビー傷害調査プロジェクト (the Professional Rugby Injury Surveillance Project: PRISP)」を誕生させ、以降毎年調査結果を公表している。そして2009年には「地域ラグビー傷害調査と予防計画 (the Community Rugby Injury Surveillance and Prevention (CRISP) Project)」を発足させて、地域ラグビー傷害の実態調査結果 (パース大学との共同研究) を公表してきた。その後、女性ラグビー (*Women's Rugby, Injury Surveillance Project, Season Report 2017-8*) と青年ラグビーの傷害調査 (*Youth Rugby Injury Surveillance Project, Season Report 2017-8*) も公表しており、それに基づく安全教育、講習会も積極的に行っている。

ここでは上記の地域ラグビー傷害の実態調査の若干について紹介する。

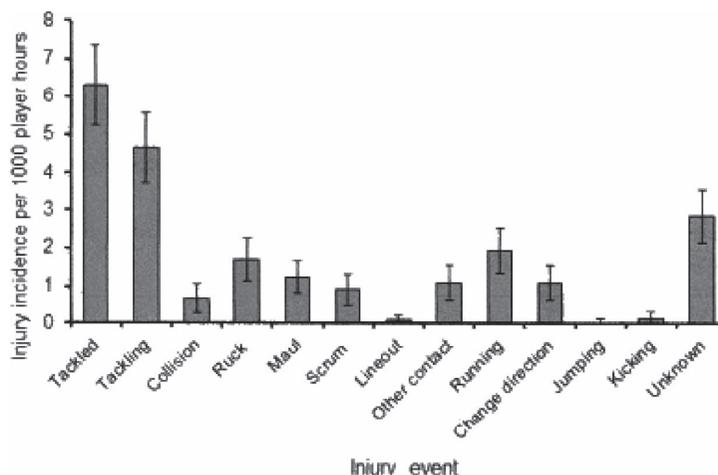
①傷害は、延べ1,000選手時間での各傷害の頻度と程度を計測した。この10年間の平均値を

見ると、1,000選手時間のうち18.1の傷害を生み、チーム内の受傷者は2.8人、1人の競技者が受傷する平均的試合数は41、傷害の起きる試合数は平均6.6である。

②傷害の程度は中程度 (Moderate: 1-3試合離脱)、重傷 (Severe: 4-11試合離脱)、重篤 (Very severe: 12試合以上離脱) に分類される。もちろんこれらは医療費と保険支出に関わるものであり、それらに抵触しない簡単な擦り傷程度は数知れない。この場合1試合とは週1回という意味であり、1試合離脱とは約14日ぶりの復帰であり、12試合とは91日ぶり、4か月ぶりである。中程度は49%、重傷は19%、重篤は12%である。傷害の程度により補償額が異なる。

③リーグレベル3からレベル9までの比較を見ると、レベルの低い9の方が傷害数は少ない。プロの場合、地域スポーツの倍以上の傷害数がある。これは高度の技術とスピードで競り合うことからの結果であろう。

④傷害の部位で見ると下半身が40% (1,000選手時間中9.1回) で最も多く、次いで頭・頸が26% (同5.5回)、上肢20% (同4.5回)、そして体幹8% (同1.8回) である。



出典：RFU Community Rugby Injury Surveillance and Prevention Project, CRISP, Season Report 2017-2018, p. 10

図表9-1 ラグビー傷害時の技術

⑤ time-loss (7日以上の離脱) を引き起こした傷害時の技術は接触によるものが76%を占め、そのうちの48%は図表9-1のようにタックル時が最も多い。しかも「タックルをされる」時が6.3/選手時間で圧倒的に多く、「タックルをする」が4.6/選手時間である。

⑥脳震盪 (Concussion) による time-loss は15%になる。レベルの低い方がやや少なくなっているが、それは競技の密度が低いせいかもしれない。また2013年1月以来 RFU 'Headcase' Initiative の脳震盪の判定基準、出場制限規制の強化などの方策が浸透しつつある。判定も専門家による迅速な判定を推奨している。

⑦脳震盪の71%はタックルに伴っている。そのうち37%はタックルをしたプレーヤーに、34%はタックルされたプレーヤーに起きている。タックルはラグビーの醍醐味を示す技術とされるが、「する」にせよ「される」にせよ大きな危険を伴っている。それ故、タックルをする側もされる側も恐怖心を伴う。

⑧傷害部位のポジションによる差は余りない。

⑨近年人工芝のグラウンドが増えているが、天然芝での傷害との関係については人工芝での傷害がより多い印象はあるが、未だ十分なデータは得られていない。近年人工芝のクッションも改良されてきたが、逆にスパイクが芝 (ゴム) にしっかりと噛み合いすぎて、天然芝のようなスリップが無く、そのことによる傷害も気になる。

9.4 保 険

1995年の国際ラグビー評議会 (IRB) によるプロ容認から、選手の傷害補償のために RFU として保険制度を導入した。それは地域のラグビークラブにも適用されるようになった。つまり、地域のクラブに参加する人はクラブに会費を納入する、その会費から地区連盟そしてユニ

オン本部への上納金が納められる。本部は保険会社と契約し、地域の会員の怪我の補償を行う制度を確立した。その前提としてクラブに加入する会員はメンバー登録を行い、それはユニオン本部に登録され、管理される。

9.5 ブローカー

現在契約するスポーツ傷害保険会社は「Royal & Sun Alliance plc (RSA)」であり、保険の代理店 (Agency) は「Howden UK Group Ltd」がブローカーとして取り仕切る。こうして RFU に登録されたクラブと会員は被災した場合、給付金が支給される。給付額の目安は図表9-2 のようである。

- ・死亡：50,000ポンド (710万円)、20,000ポンド (284万円、16歳以下)
- ・通常の仕事からの生涯の離脱：50,000ポンド
- ・何らかの仕事からの離脱：30,000ポンド (426万円)
- ・2本の手足の消失、両目の失明、両耳の聾：100,000ポンド (1,420万円)
- ・片手か片足の消失、片方の目の失明、片方の耳の聾：25,000ポンド (355万円)
- ・入院：1日25～最大1,000ポンド (3,550円～14.2万円)

尚、重篤な心的外傷脳 (Catastrophic Traumatic Brain) あるいは脊髄損傷 (Spinal Cord Injuries) は異なる補償制度により、上限300,000ポンド (4,260万円) まで、RFU 傷害選手基金 (RFU Injured Players Foundation) から支給される。

また、RFU は以下の保険にも加入し、それぞれの機関の保護の体制を取っている。

- ・公共責任保険 (Public Liability Insurance) : 会員の傷害やそれによる訴訟、施設の破損などへの補償として最大2500万ポンド (35.5億円) まで補償

- ・雇用者責任保険 (Employers Liability Insurance) : 従業員やボランティアが傷害を負った場合, 最大1,000万 (14.2億円) まで補償
- ・ディレクターやオフィサー保険 (Director's & Officer's Insurance) : クラブや理事会あ

るいは理事個人への請求が生じた場合, 上限200万ポンド (28.4億円)

なお, ここで同じ Howden Group がイギリス柔道協会 (British Judo Association) に提供している保険の給付金の内容を参考に掲げておこう。図表9-3のように死亡 : 5,000ポンド (71

Benefit		Age of Insured Person on the date of the accident	
		16 years and over	Under 16 years
1	Death	£50,000	£20,000
2	Loss of two or more Limbs or Loss of both Eyes or one of each or Loss of Hearing in both ears	£100,000	£100,000
3 a)	Loss of one Limb or Loss of one Eye	£25,000	£25,000
b)	Permanent total loss of speech	£25,000	£25,000
c)	Loss of Hearing in one ear	£25,000	£25,000
4 a) i)	Permanent Total Disablement from the Insured Person's Usual Occupation	£50,000	Not applicable
ii)	where the Insured Person has no Usual Occupation but is not under the age of 25 years and in full-time education then Permanent Total Disablement shall be from gainful employment for which the Insured Person is fitted by way of training education or experience or where the Insured Person is under the age of 25 years and in full-time education then see Benefit 4 b)	£50,000	Not applicable
4 b)	Permanent Total Disablement from gainful employment of any and every kind	£300,000	£300,000

出典 : RSA, *Personal Accident Insurance Policy*, 2020

図表9-2 スポーツ傷害保険による給付金

図表9-3 給付金の額

傷害	ポンド	円 (£ = 142 yen)
死亡	£ 5,000	71万円
失明, 失聴, 手足の消失	£ 50,000	710万円
就業不可能な生涯の障害	£ 50,000	710万円
入院 (1日, 140週まで)	£ 50	7,100円
療養 (患者として7日以上) もし70歳以上の場合	£ 200 £ 100	2.84万円 1.42万円
緊急歯科	£ 750	10.65万円
骨折 頭骨 腕 (上腕, 橈骨, 尺骨)	£ 200	2.84万円
脚 (大腿骨, 脛骨, 腓骨, 足根骨)	£ 300	4.26万円

出典 : British Judo Association insurance Summary May 2019

万円), 職業断念: 50,000ポンド (710万円), 入院: 50ポンド (7,100円) / 日他である。

9.6 タックルと傷害

上記で見たように, 傷害の起きる最も多いプレーはタックルである。これは地域のクラブだけではなく, プロでも, 青年の場合も同様である。プロでは全傷害の52%はタックル時(する28%, される24%)である。13歳, 15歳, 18歳以下の青少年でも傷害の約90%は接触プレーであり, タックル(する, される)が圧倒的に多い²⁴⁾。タックルとはする側もされる側も全力で疾走する中で, しかもその多くは正面からの激突なので, 相互に衝撃が大きい。その場合ボール保持者の前に頭を入れるタックルは「逆ヘッド」と言われ, 保持者のスピードののった体重がタックルする者の頭や首に襲い掛かるので特に危険である。これはプレーの心理にも影響しており, ラグビーでのタックルは最大の恐怖感を伴っている。ラグビーでは「16人目の敵は自分の中にいる」と言われるが, それはタックルする側の恐怖心なのである。その恐怖心である「敵」に先ず勝たなければならないということである。青少年の傷害の32%は下半身の障害である。また青少年の脳震盪で最大なのはやはりタックル(する)がされる側も含めて圧倒時に多い²⁵⁾。

本研究は科学研究費補助金「スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究」(研究代表者: 同志社大学・川井圭司教授。「18H03161 基盤研究(B)補助金」)。2018年度から4年計画)の成果の一部である。

注

- 1) E. ダニング他。内海和雄「資本主義はなぜ, 集団スポーツを産んだのか」1/2, 『広島経済大学 研究論集』第42巻第2号, 2019.11, p. 10
- 2) E.J. ホブズボーム(浜林他訳)『帝国と産業』未来社, 1984, p. 13
- 3) 内海和雄「資本主義はなぜ, 集団スポーツを産んだのか」『広島経済大学 研究論集』第42巻第2号, 3号, 2019.11, 2020.3
- 4) トニー・コリンズ『ラグビーの世界史一楕円球をめぐる200年一』白水社, 2019。尚, パブリックスクールでのスポーツ改革において, ラグビー校などの新興校はラグビー系を採用したが, イートン校などの伝統校はむしろサッカー系を採用した。しかし1880年代にサッカーのナショナルチャンピオンが労働者も参加するクラブによって占められるようになると, パブリックスクールは次第にサッカーから撤退するようになった。こうしてサッカーは労働者文化として定着するようになった。
- 5) 内海和雄『アマチュアリズム論』創文企画, 2007
- 6) 内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015
- 7) 5)に同じ
- 8) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2003
- 9) Community Amateur Sports Clubs: CASC, <https://www.sportenglandclubmatters.com/club-planning/club-structure/casc/>, 2020.1.22
- 10) エスピン=アンデルセン: 岡沢・宮本監訳, 『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』ミネルヴァ書房, 2001年, 原典1990年
- 11) Baroness Tanni Grey-Thompson DBE, DL, *Duty of Care in Sport: Independent Report to Government*, the British Athletes Commission, April 2017, p. 25。Grey-Thompsonは1969年ウェールズのカーディフ生まれ。先天的な脊髄破裂で, 車椅子生活であった。ラフバラ大学では政治学と社会経営を専攻した。18歳の時障害者スポーツ大会に参加して以降, イギリス国内ばかりでなく, 国際的にもパラリンピック, 世界選手権を含めてたくさんの記録を残した。国内外でのスポーツ発展に多大な貢献をし, テレビでのコメンテーターも務め, 多くの大学から名誉博士号を贈られ, 2010年3月からは貴族院議員でもある。2015年にノーサンブリア大学の名誉学長となった。スポーツ界への影響力は絶大である。
- 12) 同上, p. 27
- 13) 内海和雄・川井圭司・中村周平「ニュージーランドのスポーツ傷害補償制度」『広島経済大学 研究論集』第43巻第2号, 2020.11, pp. 9-27
- 14) Edward Grayson, *School Sports and the Law*, Croner CCH, 2001, p. 77
- 15) *ibid.*, p. 72, p. 86。1980年代のサッチャー政権下で, これまで地方教育委員会に管轄されてきた公立の学校が, 直接に政府から援助を受ける補助金維持学校(Grant Maintained School)が生まれた。これは労働党の影響力の強い地方教育委員会の弱体化を狙ったものとされている。学校には学校理事会が設けられ, 校長, 父母, 地域代表から構成された。部活動中の事故(生徒, 教師, 第3者への傷害)に関する保険はそれまでは教育委員

- 会が一括して加入していたが、この時点で教育委員会の統合性は消失したので、学校単位に委ねられた。しかし学校理事会の理解が得られなければそれは教師個人に委ねられた。教師の多くは学校、教育委員会の一括加入が保障されなければ部活動から撤退するなどの方針も出された。(内海和雄『部活動改革—生徒主体への道—』不味堂出版, 1998, p. 153) こうした混乱は1997年以降の労働党政権で多少改善されたであろうが、現時点でその詳細は把握できていない。
- 16) The Association for Physical Education, *Safe Practice: in Physical Educaiton, School Sport and Physical Activity*, Coachwise, 2016, p. 15
- 17) The Association for Physical Education, *Insurance Cover & Legal Advice*, internet 2020, 1, 23
- 18) Craig Moore, *Sports Law and Litigation*, CLT Professional Publishing, Second Edition, 2000, p. 84. Tim Kevan et al., *Sports Personal Injury: Law and Practice*, Sweet & Maxwell, 2002, p. 263
- 19) Tim Kevan et al., *ibid.*, p. 266
- 20) Mark James, *Sports Law*, Macmillann Law Masters, Third Edition, 2019, p. 75
- 21) *ibid.*, p. 124
- 22) *ibid.*, pp. 98–99
- 23) トニー・コリンズ, 4) に同じ
- 24) RFU, Univ. of Bath, *Youth Rugby Injury Surveillance Project, Season Report 2017–8*, p. 7
- 25) スポーツ界における脳震盪の問題は、近年重大な課題となっている。2013年にはNFL(全米フットボールリーグ)で後遺症に苦しむ元選手たち(約4,500人)が集団訴訟を行い、因果関係は明確にしなかったものの和解金と今後の研究費を含めて7億6,500万ドル(約800億円, \$=105円)で合意し、世界のスポーツ界に衝撃を与えた。2020年12月8日のBBCによれば、2003年のW杯を制したイングランド代表選手を含む8人が、ラグビー協会が適切な頭部の保護を怠ったと、集団訴訟に入った。夫人の名前も分からない人、「子どもにはラグビーをさせたくない」と漏らす人もいう。この訴訟が認められれば、今後「ラグビーの競技方法の変更を余儀なくされる可能性がある」と報道した。(https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2020/12/10/kiji/20201209s00044000495000c.html)